

「諸外国における成長ホルモン分泌不全性低身長症等の 診断と治療に関する研究」

背景と目的

わが国で保険診療として認可されている成長ホルモン治療の適応疾患は、平成 10 年 3 月 31 日現在、成長ホルモン分泌不全性低身長症(下垂体性小人症)、成長ホルモン分泌不全を伴うターナー症候群、軟骨異栄養症による低身長、および慢性腎不全による低身長である。しかし、その診断・治療適応・公費負担等の判定基準については議論が多い。近年、わが国の 20 歳未満人口が急激に減少しているにもかかわらず、小児慢性特定疾患治療研究事業の費用は大幅な増加を示している。すなわち、成長ホルモン分泌不全性低身長症(下垂体性小人症)にかかる事業費が急増し、総事業費の 4 割を越える額を占めるに至った。このような背景の基に、平成 9 年度厚生省心身障害研究「小児慢性特定疾患治療研究事業の評価に関する研究(主任研究者 柳澤正義)」が発足し、さらに成長ホルモン治療の適応疾患について、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象範囲の見直しが行われた。

本研究の目的は、成長ホルモン治療について、適応疾患、診断基準、治療内容、および医療費等に関する諸外国の実態を調査して、わが国の成長ホルモン治療の現況と比較することである。

本報告書では、成長ホルモン治療の適応疾患とその診断基準、治療内容および医療費の実態等に関する諸外国の事情を記述し、さらにわが国の成長ホルモン治療にかかわる小児慢性特定疾患治療研究事業のあり方について提言をまとめた。報告の基礎になった資料として、諸外国の小児内分泌領域の専門家に対するアンケート調査の成績および公表されている文書(論文、報告書、勧告等)の翻訳(全訳ならびに抄訳)を添付した。

平成 10 年 3 月
主任研究者 奥野 晃正



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



平成 9 年度厚生省心身障害研究

「諸外国における成長ホルモン分泌不全性低身長症等の診断と治療に関する研究」

背景と目的

わが国で保険診療として認可されている成長ホルモン治療の適応疾患は、平成 10 年 3 月 31 日現在、成長ホルモン分泌不全性低身長症(下垂体性小人症)、成長ホルモン分泌不全を伴うターナー症候群、軟骨異栄養症による低身長、および慢性腎不全による低身長である。しかし、その診断・治療適応・公費負担等の判定基準については議論が多い。近年、わが国の 20 歳未満人口が急激に減少しているにもかかわらず、小児慢性特定疾患治療研究事業の費用は大幅な増加を示している。すなわち、成長ホルモン分泌不全性低身長症(下垂体性小人症)にかかる事業費が急増し、総事業費の 4 割を越える額を占めるに至った。このような背景の基に、平成 9 年度厚生省心身障害研究「小児慢性特定疾患治療研究事業の評価に関する研究(主任研究者柳澤正義)」が発足し、さらに成長ホルモン治療の適応疾患について、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象範囲の見直しが行われた。

本研究の目的は、成長ホルモン治療について、適応疾患、診断基準、治療内容、および医療費等に関する諸外国の実態を調査して、わが国の成長ホルモン治療の現況と比較することである。

本報告書では、成長ホルモン治療の適応疾患とその診断基準、治療内容および医療費の実態等に関する諸外国の事情を記述し、さらにわが国の成長ホルモン治療にかかわる小児慢性特定疾患治療研究事業のあり方について提言をまとめた。報告の基礎になった資料として、諸外国の小児内分泌領域の専門家に対するアンケート調査の成績および公表されている文書(論文、報告書、勧告等)の翻訳(全訳ならびに抄訳)を添付した。

平成 10 年 3 月

主任研究者 奥野晃正